

平成31年
3 月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

平成31年3月11日（月曜日）

議 事 日 程

平成31年3月11日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第1号から議案第13号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	田村	馨君
2番	杉田	雅史君
3番	吉川	孝弘君
4番	森	弘秋君
5番	明和	善一郎君
6番	川崎	和夫君
7番	竹島	貴行君
8番	前原	英石君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森	勝雄君				
副	村	長	古越	邦男君			
教	育	長	高野	壽信君			
総	務	課	長	松本	良樹君		
生	活	環	境	課	長	吉田	昭博君

会 計 管 理 者 田 中 勝 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 前 原 靖

○議長（川崎和夫君） 開議に先立ちまして、東日本大震災で亡くなられた方々に哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

皆様、ご起立ください。

黙禱。

〔黙 禱〕

○議長（川崎和夫君） ご着席ください。

午前10時01分 開議

○議長（川崎和夫君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成31年3月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第1号から議案第13号まで

○議長（川崎和夫君） 日程第1 議案第1号 平成31年度舟橋村一般会計予算から議案第13号 指定管理者の指定の件まで13件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（川崎和夫君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

5番 明和善一郎君。

○5番（明和善一郎君） おはようございます。

まず初めに、本日は東日本大震災から8年目を迎え、まだまだ復興には時間がかかると報道されていますが、犠牲になった方、避難生活をされている方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、通告しています3項目についてお聞きします。

最初に、新ハザードマップの制作についてお聞きします。

新年度予算の中で計画されています新ハザードマップの現況はどのようになっています

すか。

県では、県下全域のマップづくりに作業が進められているとお聞きしましたが、末端の安全を考えた場合、地元・地域の意見を酌み取った考えが重要になってくると思われませんが、どのようにお考えですか。

警報の発表の少ない舟橋村ですが、災害はいつ発生するかわかりません。昭和44年の白岩川の氾濫のとき、もう1時間雨が続いたら、仏生寺地内の氾濫箇所が増大につながっていたのではと思われます。

100年、1,000年に一度発生するかもしれない洪水対策に対応できるマップづくりに当たってもらいたく、村のお考えをお聞きします。

次に、街路樹の管理についてお聞きします。

過去にも街路樹の管理について、今後どのように進められるのかお聞きしていましたが、再度、管理計画についてお聞きします。

オレンジロードの中学校グラウンド角交差点より東芦原動物病院角交差点までに植栽されている街路樹（エンジュの木）は、当初植えられたときは33本でしたが、毎年数本ずつ枯れ、現在生き残りは11本となっております。歩道の半分を専有している花壇には枯れ株と雑草、ササの葉が覆い茂っています。11本の中には枯死寸前の物もあり、今後どのように管理されるのかお聞きします。

次に、村医療の今後についてお聞きします。

村内には内科医院、歯科医院、接骨院がありますが、今月末で内科医院がやめられるとお聞きしました。

地方創生の中で人口増対策に取り組みを強化されている時期、小学校児童や未就学児が増加しており、突然の発熱等の対応ができなくなり、不安が増大します。

なお、平成30年度1年間に舟橋分遣所の救急車が出動した件数は257件で、村内への出動は82件、そのうち18歳未満の搬送は9件、うち未就学児は5人とお聞きしました。内科医の廃業の影響は、救急活動にも影響するものと思われます。

また、高齢者人口が増えつつある現状を見たときに、高齢者の不安を取り除くためにも、内科系医師の確保や開業に向けた支援策についてお考えをお聞きします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（川崎和夫君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 5番明和議員のハザードマップに関する質問についてお答え

いたします。

まず、現況でございますけれども、新年度で作成することとして、ただいま立山町と協議を進めておるところでございます。

先日、報道の中で常願寺川の氾濫について誤りがあったという報道がございました。この誤りといいますのは、平成28年6月に富山河川国道事務所が作成した常願寺川洪水浸水想定区域図を参考に、新たな洪水ハザードマップを作成しようとしている富山市から、浸水継続時間に関する問い合わせがあり、判明したものであります。

富山河川国道事務所におきまして浸水継続時間の計算過程を再度精査したところ、排水条件等の反映の仕方に誤りがあり、想定される浸水継続時間が現在表示されている時間より長期化する可能性があることが明らかとなり、当該事項については富山河川国道事務所において本年1月29日に公表されたものでございます。

本村も常願寺川洪水浸水想定区域に該当しますが、誤りのあった浸水継続時間については、今年度末までに修正・公表されるものとお聞きしております。

ご承知のとおり、本村では、平成31年度予算において、当該河川域を同じくする立山町と共同で洪水ハザードマップの改訂を行うこととしており、修正箇所公表後の作成となりますので、当該誤りに関しましては影響のないものと考えております。

しかしながら、新たな洪水ハザードマップは、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める上で極めて重要な資料となるものでありますので、今後の作業手順において的確な調査を行い、より正確なマップの作成に取り組む所存でありますので、皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 5番明和議員の、街路樹の管理についてのご質問にお答えいたします。

現在、通称オレンジロードの歩道には、オレンジパーク側にソメイヨシノ、東芦原団地側にエンジュ、中学校近辺にはケヤキが植栽されております。

議員が指摘されました植樹帯で欠けている箇所につきましては、台風による倒木や枯れたために、車からの視界及び歩行者の安全面を考慮して伐採したものであります。また、エンジュの欠木のほとんどが枯れたことによるもので、その原因は、比較的日当たりのいい箇所から枯れており、樹木自体に縦割れが見られることから、ここ数年続く猛暑の影響を受けたものと思っております。

また、植栽升にはササが植栽されております。エンジュよりもササのほうが多く吸水することから、水枯れを起こしており、エンジュの根茎の生育不良が考えられます。

このような街路樹の管理をめぐる対策は、全国的に課題となっております。その例として、大阪府が30年度から3カ年かけて約9,000本の街路樹を撤去し、植えかえるのは約6割にとどめ、インフラとしての更新・再整備を行う事例などもございます。

本村におきましても、現状植栽升スペースを花壇として再利用する方法も検討いたしました。現状では抜根していないことから、その作業にかかる費用や今後の維持管理費用にかかります費用対効果から実施することが困難であると判断しております。

今後、周辺の景観や歩行者の安全性に支障を来す問題が生じた場合には、舗装工事の施工や根の周囲をふたで覆うことなどにより対応してまいりたいというふうに考えております。

一方、オレンジロードの周辺には、小中学校や子育て環境のモデルエリアが隣接しておりますので、当該道路は本村のシンボリックな役割を担っていることから、その周辺環境維持に十分配慮する必要があると感じておりますので、今後とも検討してまいりたいことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（川崎和夫君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 5番明和議員の、今後の村医療についてのご質問にお答えをいたします。

議員が指摘されたとおり、舟橋クリニックが今年3月をもって閉院されます。これまで、本村の小中学校の学校医をはじめ、国保運営協議会委員や健康づくり推進協議会委員など村民の健康増進事業に多大なご尽力をいただいてまいりましたが、このたび高年齢のことや患者数の減少等の理由から閉院されるということ、昨年12月末、安達先生から伺っておりました。

このことを受けまして、今年1月には、舟橋小中学校医を富山市の医師に、本村の医療行政に係る各種協議会委員の選任に当たっては中新川郡医師会に依頼し、承諾を得たところであります。

ご質問にあります本村から診療所がなくなる影響についてであります。ご承知のとおり、我が日本は、世界に誇るフリーアクセスという医療制度を保持してまいりまして、一部のヨーロッパで実施されているように、一般の人が診療を受けることができる医師が決まっていないことから、国民等しくさまざまな医療行為を受けることができること

であります。

また、本村の近隣の市町には総合病院や専門科の診療所があることから、村民のかかりつけの医師が多方面に広がり、上市町、立山町、滑川市、富山市の病院や診療所を利用している方が多数おいでになりますので、大きな影響がないものと考えております。

一方、本村では、富山地方鉄道以外にバスなどの公共交通手段がないことから、将来的に高齢者の増加が見込まれる中で、福祉医療等に係る対応が大切であると思っております。

これまで、医療コンサルを通じて医師の誘致や金融機関へ医師の紹介依頼、さらには県内医療機関の勤務医に直接ヒアリング等を実施してまいりましたが、まだ実現に至っていないのが今の状態であります。

今後も引き続き診療医師の誘致に向けて取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 4番 森 弘秋君。

○4番（森 弘秋君） ことしの冬は何と平穏なのかと思います。立春の日には春一番が吹き、富山市で14.0度、2月7日には富山市で16.8度、ぽかぽか陽気であります。本当に暖冬でした。

先日、ある冊子をもらいました。いつもなら、ぱらぱらめくってファイルして終わるのですが、中に附箋がついていました。そこには、「子育て共助のまちづくり」と題して、こども公園部長、ひみつきち、水遊び場の話が掲載されていました。寄附者の看板もありますね。私も、たまに遊びに行きます。やはり広報とか宣伝は大事です。

先ほど明和議員からも質問がありましたが、それに対して村長も答えておられましたけれども、私からも通告してあります。舟橋村の中期的な、かつ将来を見据えた診療所等の対策について質問をいたします。

舟橋村の1月1日現在の人口は3,128人です。うち、未就学児は192人、男98人、女94人であり、小学生は236人、男女ほぼ半々であります。中学生もそうです。中学生は別として、未就学児、小学生は、事あれば小児科を受診します。

村在住の医療機関で受診する、例えばインフルエンザ受診に限りますが、平成25年度受診者は79人、平成29年度、39人です。半分に減っております。

ところで、「医療過疎」という言葉を耳にします。「医療過疎」という言葉ですね。幸い舟橋村はへき地ではありませんから、心配は要らないと思います。また、隣接する市

町には総合病院等があり、地域医療と連携しておりますから、この視点からも心配は要らないと思われまます。

しかしながら、今ほどありましたように、舟橋村唯一の診療所が廃業すると聞きました。診療所が廃業されれば、無医地区になるのではなかろうかと心配をしております。

現在の診療所・医院は、昭和60年4月に竹内地区に内科、小児科、産婦人科、泌尿器科の診療科を備え、入院設備こそありませんが、エックス線撮影や簡易な手術もできる診療所が開院したのであります。

医療法で診療所は、「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう」と規定されております。すなわち当該診療所は無床診療所、いわゆる入院施設のない診療所として存在しているわけでありまます。

村における医療の連携と申しまししょうか、近くにはかみいち総合病院、また近郊では県立中央病院、富山赤十字病院など大きな病院が存在します。が、しかし、何といたても近くにありますが、そして気軽に受診できる診療所等、施設があれば、村民の心の癒やし、よりどころになるのではないのでしょうか。

私は、先生に数回竹とんぼを教えてもらったことがあります。そういったことがあったので、過日先生に廃業の心の一端を聞きました。先生の言葉をそのままに、「ここに来て34年間医療をさせていただいた。天皇陛下が85歳で世代交代される。私も同年齢であるから、引退をしようと考えている」。ここから大事なんですね。「なぜなら、新しい人はなかなか来てくれない。それぞれの方は、かかりつけ医師を持っておられるのでは。子どもも来てくれない。来てくれないのです」。「それから、無医村になることを心配しておられるが、近くに医師、医院、病院がある。そんなに問題にならないのではないか」。そこで、「年内、30年に引退・廃業のことを村に申し出ようと考えている」と語っておられました。

確かに先生の言うておられることは現実であります。先生が言うておられる、子どもたちも来てくれない。この観点からは、先ほども言いましたが、村在住の医療機関で受診する、インフルエンザ受診に限りますが、予防接種を受けている者を調べてみると、平成25年度、79名であったが、4年後の29年度は半数になっております。

他の診療科については、調査を待たないが、わかりません。恐らくこれに類して患者

さんも減少しているのではないかと推察されます。先ほども言いましたが、非常に残念なことであります。

視点を変えて、開業当初である昭和60年には、無医村を解消するために、舟橋村には舟橋村無医村解消のための助成金交付要綱があり、誘致料、助成制度のもと、現在の舟橋クリニックが存在しております。

これは、昭和39年、当時の翁医師の医院が閉院し無医村になったため、村内で最初に開業する医師に対して助成金を出す要綱であります。昭和60年4月に開院した舟橋クリニックがその制度に該当したわけであります。ただ、この制度が現在該当するかは議論の余地があるところと考えます。

何度も言いますが、舟橋村で開業している診療所は1カ所のみにとどまり、以来30年余りが経過しています。やはり舟橋村に気軽に行ける診療所の施設があってもよいのではないかと。

そこで、村民の数人から聞いた話では、いよいよ村は無医村になるのですか。その後はどうなるのですか。私を含め、近所の方が診療所に行っておられます。心配です。また、現在の診療所は苦勞してきてもらったと聞きます。村長はどんな考えなのですかねと、ほんの数人の意見ですが、村民の皆さんにとっては切実な問題であります。

村長は、平成31年度に重点的に取り組む施策として、村が建設する子育て世帯向け20戸分の賃貸住宅が、9月に子育て共助のモデルエリアに完成する。入居した方に、地域の人に見守られながら子育てをする安心感を持ち、村に住み続けてもらいたいと言っておられます。そして、平成31年度当初予算には、小学校・中学校の学校医報酬が、それぞれ前年と同額の10万円が組み込まれております。

ますます子どもたちが多くなり、何か体の調子が悪いとき、ちょっと医院に行ってくるができる診療所が必要と考えますが、いかがでしょうか。

本年3月末日をもって診療所が廃業となれば、無医地区・無医村となります。将来を見据えた診療形態が必要と考えますが、当局の考えをお聞きします。

○議長（川崎和夫君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 4番森議員の診療所対策についてのご質問にお答えをいたします。

今年3月をもちまして、舟橋クリニックの安達先生が、高齢のことや患者数の減少等の理由から、閉院されることになったものであります。

ご存じのとおり、55年前の昭和39年に翁久二医師が高齢のため閉院されてから、

20年以上にわたり無医村であったわけではありますが、舟橋村無医村解消のための助成金交付要綱を昭和59年12月に制定するとともに、医師の誘致活動に取り組み、昭和60年4月に舟橋クリニックが開業されることになったのであります。

これまで安達先生は、本村の小中学校の学校医をはじめ、国保運営協議会委員や健康づくり推進協議会委員など、村民の健康増進事業に尽力されてこられたのであります。

今後の対応といたしましては、4月から舟橋小学校・中学校医は富山市の医師に、本村の医療行政に関係する各種協議会委員の選任に当たっては、中新川郡医師会にお願いし、承諾をいただいております。

また、子育て世代の皆さんから強い要望があります小児科の診療施設及び医師誘致のことは、これまで、医療コンサル等を通じまして診療科医の誘致や、あるいはまた、金融機関へ医師の紹介を依頼しております。さらには、県内医療機関の勤務医に直接私自身がお会いしましてヒアリング等を実施してまいったわけではありますが、実現に至っていないのが現実であります。

ご承知のとおり、本村の近隣には総合病院や専門科の診療所が多数ありますので、村民の医療面での大きな影響が出るとは考えておりません。

しかし、当分の間、子どもたちの予防接種等で戸惑いが出ると思っておりますので、早期に解消できるよう努めてまいります。どうかご理解をいただきたいと思っております。

今後の対応に当たっては、診療医師の誘致等に努めてまいりますので、ご理解のほどをお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 3番 吉川孝弘君。

○3番（吉川孝弘君） 3番議員、吉川です。私のほうからは、通告どおり、6次産業化の取り組みについて質問させていただきます。

舟橋村は山や海がなく、農業が盛んな村であり、農作物は94.7%と高い割合を占めております。しかしながら、村の農業従事者は年々減少傾向にあり、新たな若い人材が取り組みやすい産業が求められています。

そのような中で、平成24年度から6次産業化が進められていて、本村でもブランド米や米の原材料でのお酒造りなどに成果が出て、ますますの改革が求められております。

6次産業は、生産、加工、販売、観光等を一体化したアグリビジネスの展開やイノベーションを起こし付加価値を向上させる事業であり、さらなる農業改革を期待できるものです。また、加工や販売を手がけることによって、1年間を通じて仕事ができること

も魅力の一つであります。

舟橋村でも6次産業化を実現化していくためには、付加価値の向上を目標として、生産・加工・販売の一体化や新商品、新サービス開発などの取り組みが必要ではないでしょうか。

舟橋村の農業を活性化してくれる人たちにもっと6次産業をPRして、舟橋村の豊かな大地で育った資源を使い、新しい産業を創出・育成してくれる人材づくりも大切であります。

今までの村での取り組みの事案や今後の構想など、あったらお聞かせください。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 3番吉川議員の6次産業化の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、農業の6次産業化とは、1次産業としての農産物の生産業に加え、2次産業としての加工業、3次産業としての販売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図ることで、成長産業へつなぐ農業環境基盤の拡充を図るものであります。

6次産業化の背景といたしましては、それぞれの地域には、さまざまな農林水産物や農業経営にかかわる経験、伝統文化が存在するといった資源があるものの、農業生産物の出荷額の推移や農家所得の低下といった現状を踏まえて、生産から加工、販売を一体化するとともに、異業種への参入から付加価値を創出し、雇用の確保や所得の向上により農業の再生と活性化を目指しているものでございます。

これまで本村の農業は、稲作が中心であり、転作作物として大麦等が作付されてきたところですが、近年では6次産業化への参入が増えております。

舟橋駅のテナントで営業しておりますC O C O C H Iは、富山県の補助金を受け、「お※食堂」をオープンしております。また、森崎開発は、本村の支援を受け、トマト水耕栽培や加工等の取り組みを行っております。さらに、昨年では、C O C O C H I、森崎開発とレタス工場オーナーの北陸機材の連携により、次の事業が実施されております。

1つは、昨年6月にトマトやレタスの収穫体験を実施いたしました。小学生等の子どもと保護者がそれぞれで収穫を行い、実際に食することで商品のPRを行いました。その評価として、参加した方からは、楽しく参加できた。村で育てられた新鮮な食材を知ることができ、購入したいなどの声を聞くことができたことでございます。

もう一つは、ことし1月にレタスとトマトのほか、村内産の野菜を使った料理教室が

開催されました。当初の見込み人数を上回る20名の参加者がありまして、男性の方や若い主婦の方々の交流を深めるとともに、村内産食材への関心を高めていただいたところでございます。

31年度におきましても、これらの事業の継続に加え、森崎開発のトマト等の商品開発、販路拡大に支援してまいります。また、これまで週数回の直販をしてまいりましたふれあい農園では、料理教室の開催や外部団体との連携事業を実施することで、6次産業化を一層推進してまいります。

なお、料理教室では、今年度のような講師による指導型で実施するのではなく、参加者が自ら講師となり企画・実施することで、地域における参加者自身の役割や居場所づくりにもつなげていくことを期待しているものであります。

さらには、農業法人等の経営者の方やエイジレス世代を対象とした農産物の栽培講座などの取り組みを実施することで、6次産業化や村全体の農業の底上げを実施していくことを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 1番 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 1番田村馨でございます。

まず、私からの一般質問に入る前に、私ごとなんですが、先月の2月からちょっとせきぜんそくを患っておりまして、大分症状はよくなっては来たんですが、ここで、発言の途中でちょっと咳き込む場合があるかもしれません。ちょっとお聞き苦しい点、あるかもしれませんけども、まずご容赦願いたいと思います。

それでは、私から一般質問を行ってまいります。

まず、私からは、高齢者等の成年後見制度の活用についてお尋ねします。

自己責任、自己決定、自己負担が原則の契約社会において、認知症高齢者の方々を消費者被害から守り、安心して暮らせる舟橋村にするためには、どのようにすればいいのか。

そこで、高齢者等の権利擁護に関する件として、成年後見制度の活用について伺います。

認知症高齢者、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話をするために、介護サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことを行うことが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であ

ってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、昨今問題になっておりますが、悪徳商法などの被害に遭うおそれがあります。このような成年者の方々を保護し、支援するのが成年後見制度であります。

成年後見制度は、私的事項あるいは認知的事項にかかわることであり、本来的には自治体は関与しないはずであります。制度改正がなされた現在では、認知症高齢者、知的・精神障害者などの方々の福祉の増進を図るため、必要があると認められるときには市町村長に後見開始の審判申し立て権が付与されております。また、介護保険事業におけるサービス給付を選択する本人の判断能力が不十分なとき、この制度の利用が必要になってくるのであります。つまり、成年後見制度の活用を図ることは、高齢社会への対応と福祉の充実を図る上で、村の施策と関連性があると考えます。

そこで、お伺いいたします。

成年後見制度の存在及び村長に後見申し立て権が付与されたことの周知、これを今までどのようになされてきたのか、まずお伺いいたします。そして、当村において、この制度を利用された方はいらっしゃるのでしょうか、あわせてお伺いをいたします。

次は、生涯学習の充実についてであります。

生涯学習は、従来型の社会教育の枠組みでは捉え切れないほど幅広い展開を見せており、生きがいつくりを目標とした旧来の生涯学習と、まちづくりへの学習、協働の視点をも視野に入れた新しい生涯学習とがともに必要となってきました。

そこで、当村の目指す生涯学習を実現するための具体的推進策について伺います。

今までにも生涯学習の機会の提供などインプットに関する支援はなされてきておりますが、学習成果の活用、つまりアウトプットに関する支援については、さらに検討を重ねていただきたいと思います。

村内外で講座を受講されている方々、作品を出展、展示されている方々が抱かれている日ごろの学習成果を生かしたい、社会貢献をしたいという住民ニーズに対する情報提供と相談体制について伺います。あわせて、学習成果をまちづくりや地域の課題解決に生かすための事業の取り組み状況についてもお伺いいたします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1番 田村議員の成年後見制度の活用についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、成年後見制度は、認知症や障害等の理由から判断能力が不十分な人

にとりまして、不動産や預貯金などの財産管理や介護などのサービスや施設への入所に関する手続と契約に関する事、さらには遺産分割等の必要な場合も自身で行うことが難しいことがあります。このような判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度であります。

成年後見には、当該者の状態や内容に応じて、「後見」「保佐」「補助」があります。家庭裁判所により選ばれた成年後見人が、成年被後見人の利益を考えながら、被後見人の代理人として契約の法律行為を行ったり、被後見人の同意を得ずにした不利益な法律行為を取り消すことによりまして、被後見人の保護・支援をするものであります。

成年後見制度を利用する場合は、家庭裁判所に申し立てを行い、おおむね4カ月以内で後見人が選任されることとなります。利用手続は、通常であれば本人や親族が申し立てを行いますが、身寄りがいない認知症高齢者等につきましては、市町村長に審判の申し立て権があります。

議員からご質問のありました本制度の周知に当たっては、地方法務局からのパンフレットを窓口へ備えまして周知を図っております。また、地域包括支援センターを中心にケアマネージャー、中部厚生センター、中新川広域行政事務組合、舟橋村デイサービスセンター等で構成する地域ケア会議におきまして、高齢者や障害者のよりよい生活支援のための事例検討を通して周知を行っております。

さらには、制度の活用を検討されたほうがよいと思われるひとり暮らしの高齢者の方や障害者本人や家族の方に、民生委員さんを通じて、制度の説明とさらに詳細な説明を希望される方には、関係機関の職員とともに訪問による教示を行っております。

一方、本村では、成年後見制度の利用に当たり、申し立て費用及び成年後見人の報酬を負担することが困難な人に対し助成する「舟橋村成年後見制度利用支援事業実施要綱」、また後見開始審判の申し立てを自ら行うことが困難で、かつ親族等の申し立てが困難な人に対しては、村長が申し立てを履行する「舟橋村成年後見申し立て支援事業実施要綱」を制定しまして、一昨年の平成29年4月1日に施行しているところであります。

利用状況は、今年度に1件、村長の申し立てにより成年後見人を選定した事例があります。全国的に見ますと、平成29年末で約21万人が制度を利用するなど増加傾向にあります。申立人につきましては、平成29年の申し立て件数の約3割が子、次いで約2割が市町村長の申し立てとなっており、市町村長の申し立ては右肩上がりに伸びてい

るところであります。このことは高齢化の進展によるものでありまして、本村におきましても同様なことが想定されるところであります。

今後制度の利用要望が高まることが推察されますので、村民のニーズを図りながら成年後見制度の周知や利用の働きかけに取り組んでまいりたいことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（川崎和夫君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 1 番田村議員さんのご質問にお答えします。

生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動など、さまざまな機会において行う学習の意味で用いられています。

本村の生涯学習・生涯スポーツの推進については、第4次総合計画、教育大綱にもあるように、参加機会の創出や主体的な学びの場となるように、図書館や舟橋会館、教育委員会関連団体、総合型スポーツクラブ、スポーツ推進委員協議会、体育協会など、連携して体制整備などに努めております。

そして、村民一人一人がその生涯にわたってあらゆる機会、場所において学習でき、その成果を適切に生かすことができるように、また多様な住民ニーズに対応できるように事業を行っています。

具体的な取り組みをお伝えしますと、舟橋会館では、各種団体が書道、パッチワーク、大正琴などの幾つかの自主サークル教室を開いており、その成果を文化祭や各種展示会などで発表されておりますし、公民館活動として各種講座や音楽会、親子での自然体験活動、村民大学など、積極的に行っております。

また、スポーツ関係では、舟橋文化スポーツクラブが通年教室、定期講座、定期イベントなどを開催し、運動、スポーツに気軽に参加できるよう環境づくりに努めております。

ご存じのように、スポーツ推進委員や体協委員が連携して住民運動会や体協行事を開催していますが、村民が協力して運営に携わっており、これらの大会は村民、地域住民の世代を超えた交流の場となり、互助、共助による活力あるコミュニティを形成しています。

次に、図書館では、乳幼児サービス、児童サービスから年配者サービスと、生涯学習の拠点としてあらゆる事業を展開し、各方面から注目されておりますし、教育委員会で

も自主事業として、県埋蔵文化財センターや県国際交流センターなど村外機関と連携し、村史普及推進事業や国際交流推進事業などに取り組んでおります。

幾つか紹介しましたが、これらの取り組みは、随時、村ホームページへの掲載や広報紙、舟橋村カレンダー、ばんどりリーフレットなどを通して、村民へ情報提供しております。

質問にもありましたように、まちづくりへの学習や協働の視点を入れた取り組みの重要性が高まっていますが、今お伝えしました数々の事業、取り組みは、村民が自ら学んだ成果や経験を生かし、活力あるまちづくりに参加し協力することで、地域コミュニティ形成の一助としてその役割を担っているとも思っております。

グローバル化が進み、目まぐるしく変化する現代社会の中で、村として人づくり、きずなづくりなど、地域コミュニティの形成につながる視点も持ちつつ、住民の多様なニーズに対応できるよう、村内外の機関とも連携しながら、今後一層生涯学習、社会教育を組織的・系統的に推進していきたいと思っております。

以上で、田村議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 田村 馨君。

○1番（田村 馨君） 私から1点再質問いたします。

成年後見制度についてなんですが、これまでも弁護士や社会福祉士など、いわゆる専門職後見だけでなく、聞いた話によりますと、市民後見人といいますが、そういった方を活用して、いわゆる財産管理だけではなく、身の上看護を含め、本人に寄り添った支援を求める声というのが、実はちょっと寄せられてきております。

そして、障害児の保護者の方々なんですが、自分が高齢になっていくことの不安、あるいは自分たち親が亡き後の子どもの生活に対する不安を訴えられます。

そういった一人一人の事情に合った後見人制度の充実というのを私は願っておるわけですが、そこで1点なんですが、こういった保護者や関係者の皆さんの要望に応え、例えば社会福祉協議会など公的機関による法人後見を進めることについては、どのように考えておられますか。最後に1点再質問いたしまして、私からの質問を終わります。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 田村議員の再質問の件でございますけれども、ご質問にあったとおり多様化しており、より詳細にといいますか、より寄り添った、そういった

保護が必要だというふうに考えております。

そのやり方として、ゴールがあるわけではなく、どのような形にするのが最善なのかということは、常に社会福祉協議会や関係機関と十分に協議して、そういった方向について検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川崎和夫君）　ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時5分までといたします。

午前10時52分　休憩

午前11時00分　再開

○議長（川崎和夫君）　ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番　杉田雅史君。

○2番（杉田雅史君）　2番杉田でございます。

私からは、さきに通告いたしましたとおり、子育て支援賃貸住宅の運営についてと子育て支援に係るICT活用事業について伺いたいと思います。

新年度予算におきまして、その建設費用等の事業費2億8,000万円余りが計上されております子育て支援賃貸住宅について、さきの全員協議会において、3月中に地元住民への説明会等を行い、6月議会でその運営の詳細を提案する旨の説明がございました。

この事業については、昨年6月議会における村当局の答弁において、入居条件や家賃等はエリアマネジメント組織で検討していくとのお話がありましたが、現時点においての協議状況等について明らかにしていただきたいと思います。

村営の子育て支援賃貸住宅について、地元の方々の話を聞かずにエリアマネジメント組織が住民の側に立って入居条件の検討ができるものなののでしょうか。

また、村当局としてのコンセプトがなく、今後村としてどうしていくのかという全体像が見えてこないのはなぜなののでしょうか。

実際は住民不在で話が進行していき、最終的に地元迷惑をかけることのないよう、

村当局として真摯にご検討をしていただきたいと思います。

さらに、このモデルエリアマネジメント協議会の支援等に、新年度予算に1千数百万円の予算が計上されておりますが、この協議会は各構成員独自で検討・運営をできない組織なんでしょうか。

また、今後も年間どれくらいの事業委託費を見込んでいるのでしょうか。

これまでもこの住宅に関して質問を繰り返してまいりましたけれども、明確なご答弁がなく、後送りの話ばかりでしたが、この春から建設に入り、本年10月から入居が開始するというこの時期に、いろいろな計画を協議会任せで行っていいのでしょうか。

今後いろいろな面で村当局が前面に立って運営していくことになるこの子育て支援賃貸住宅については、前広に情報を開示し、入居者の方々が安心してお住まいになれる環境の整備をお願いしたいと思います。

次に、子育て支援に係るICT活用事業について伺いたいと思います。

新年度予算案において、子育て支援アプリの普及促進や運用・保守費用等として1,000万円が計上されています。このアプリに関しましては、これまで数年度にかけて予算を計上し執行してきたわけですが、これまでの予算について、どういったところに幾らの支出をしたのかというこの事業の実行状況とこれまでの成果、実績等について説明を求めたいと思います。

これまでも村当局は「ビッグデータの活用」という言葉を使用されてはおりますが、このビッグデータというのは100件足らずのデータのことを言うのでしょうか。

子育てアプリというのであれば、市場に出回っている有名サイトアプリの活用で簡単に、また低額で入手できるものではないのでしょうか。

現在運用がストップしている当村の子育て支援アプリに対して改修費用が追加で予算化されているのは、当初のプロポーザルの条件にあったことなのではないのでしょうか。

他の市町村でも同様のコミュニティサイトはあるとは思いますが、このような高額な予算を複数年度にかけて継続しているものはないように思えますので、村当局として予算執行上、上限を定めて、その範囲内で適正に運用すべきものではないのでしょうか。

いずれにいたしましても、子育て世代が安心して生活できるようさまざまな施策を実行することは有意義であると思いますので、限られた予算の有効活用に取り組んでいただきたいと思います。

以上、私からの質問とさせていただきますが、今度、新年度、平成31年度は、平成

27年度に策定しました当村の総合戦略に掲げる「子育て共助のまちづくり」の実現に向けた最終年度に当たり、今回質問をさせていただいた2事業を含め、さまざまな事業が盛り込まれている年度であります。

子育てを通じて幅広い世代が結びつき、支え合う環境づくりを実現するため、今後とも村当局の真摯な活動が必要となりますので、ご答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 2番杉田議員の子育て支援賃貸住宅運営についてのご質問にお答えいたします。

ことし9月に竣工いたします子育て優良賃貸住宅の建設をもちまして、平成27年度から進めてまいりました認定こども園、京坪川河川公園、子育て支援賃貸住宅で構成するモデルエリアのハード整備が完了いたします。

本事業は、モデルエリア内に人と人とのつながりによる安心感、すなわち地域コミュニティを醸成するまちづくりを推進することで、子育てしやすい環境を形成し、賃貸住宅に子育て世代の安定的な人口流入と出生率の向上を目指しております。

また、入居者が地域にかかわる仕組みを構築することで、将来的に地域のリーダーとなる担い手を育成する戦略的賃貸住宅としての役割も担っております。

さらには、このような取り組みを村内外に拡大することで、本村の評価を高めるとともに、現在モデルエリアの運営に取り組む各主体運営事業者にとりましては、地域の価値観を高めると同時に企業価値をも高めるCSVビジネスの創出を目指しているものでございます。

そして、最終的には、モデルエリアを構成する各主体運営事業者と今後発掘、育成する地域リーダーによるモデルエリアの運営組織を平成32年度末に立ち上げ、自立自走することが目的であります。

この実現に向け、昨年9月に本事業を調整・牽引してまいりますプレイヤーをプロポーザル方式を採用し、業者の選定をしたところでありまして、平成32年度まで支援をいただく予定であります。

支援内容につきましては、今年度は、公園、こども園、賃貸住宅の主体運営事業者をはじめ、地域活動団体、金融機関、本村で構成するモデルエリアマネジメント協議会を立ち上げまして、モデルエリアの運営方針・KPIの共有、各主体運営事業者の役割、

モデルエリアの運営条件、賃貸住宅への入居要項・入居規約、入居者募集方法等、主に計画づくりを実施いたしております。

31年度は、地域リーダーの育成並びにICT活用促進事業実施、入居者募集広報、入居促進のための入居者募集イベント、入居者を対象に交流イベント等、入居者募集並びに入居者交流を主体に進めます。

32年度では、入居者と地域住民との交流イベント、モデルエリア運営マニュアル作成等、地域交流とモデルエリアマネジメント組織の自立に向けた取り組みを進めていく計画であります。

議員から、モデルエリアマネジメント協議会の運営は構成員独自で進めていけないのかとご質問がありますが、さきに当協議会の趣旨説明をしたとおり、モデルエリアマネジメント組織の立ち上げには各主体運営事業者や地域住民との連携が重要であることから、これらを取りまとめていく統率力やコミュニティ醸成に専門的ノウハウを有する業者の支援が最も必要であると考えております。

次に、賃貸住宅の入居条件並びに入居条件に住民意見が反映されているのかとご質問ですが、本事業は、本村の将来的な人口減少予測に基づき、安定的な子育て世代の転入を図る目的に対応する子育てしやすい環境づくりを実現するため、その一環として平成25年度から村内・県内の子育て世代を対象にアンケート調査やヒアリング調査を実施いたしました。

その調査から、住民同士のコミュニティ機能が子育て環境に非常に有効であるとの分析結果に基づき当該事業を進めておりますので、入居者は、未就学児を持つ子育て世代であり、また賃貸住宅の運営コンセプトに理解いただける方でありますから、子育て世代の意見が住民意見として十分反映されていると思っております。

しかし、モデルエリアの運営条件、賃貸住宅への入居者要項・入居規約、入居者募集方法等につきましては、今月中に取りまとめる予定でありますので、もうしばらくお時間をいただきますようお願いいたします。

また、家賃につきましては、エリアマネジメント運営経費を含めた収支バランスに基づいて算定する予定であり、新年度に実施する関係事業にかかる国の内示額によりまして家賃の算定に影響することもありますので、新年度早々に決めてまいります。

次に、自治会加入のことですが、目下竹内自治会への所属を検討しており、資源ごみや自治会費等の、当該自治会との協議中でありまして、3月末には最終協議を終える予

定であります。

いずれにいたしましても、6月定例会には、賃貸住宅の運営管理に関する詳細を説明させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、子育て支援アプリについてであります。

当該事業は、ICTを活用した子育て世代のコミュニティづくりを目的に、平成28年度、国の地方創生推進交付金事業に採択されたものであり、事業期間は平成28年度から32年度までの5カ年間です。

具体的には、平成28年度は、ICTの時間的・空間的制約を超えた双方向性を有する特性を生かしまして、より多くの母親をつなぎ、いつでも、どこでも交流できるシステムを開発し、そのシステムを用いて本村並びに近隣地域の母親による子育てコミュニティの形成を促進する社会実験を実施し、その有効性の検証を行いました。

平成29年度では、コミュニティの交流データを集積する仕組みを構築し、蓄積した交流データを分析することでコミュニティの担い手候補者を発掘する事業を実施いたしました。

この2カ年の実証実験により、ICTを活用することで、子育て世代のつながり、サービスの受け手から担い手へのシフト、リアルな交流の場への参加、地域リーダー、活動適任者の絞り込みに一定の成果を得ることができました。

3年目になります今年度では、これまでの成果報告に基づき、子育てアプリの本番環境運営の業者をプロポーザル方式により選定いたしまして、アプリは今月中に完成する予定であります。

平成31年度からはアプリを活用したコミュニティの醸成及び地域リーダー育成事業をエリアマネジメント協議会と連携して、実施してまいります。

ご質問のありました、これまでに要した経費につきましては、平成28年度・29年度の実証実験に要した経費が2カ年で約5,900万、今年度のアプリ開発事業費は約2,000万、平成31年度・32年度の、アプリを活用した各種取り組みにつきましては1,500万円を予定しております。

次に、ビッグデータのことですが、ビッグデータはこれまで、大容量であること、つまり多くのデータ数を集めることが条件でありましたが、近年ではデータを高速かつ簡単に分析できる技術の開発によりまして、これまでは予想できなかった新たなパターンやルールを発見できるようになったことから、データの質を重要視いたしております。

ます。

本村事業におけるビッグデータは、利用される方の成長過程を収集しているものであります。アプリ上のコミュニティがリアルな場へのコミュニティにシフトするまでの利用者の変化を蓄積し、地域リーダー候補者の発掘やコミュニティ醸成につなげるものですので、データ数は少ないですけれども、28年度、29年度に実施いたしました実証実験の成果としては問題ないと認識いたしております。

次に、本定例会で補正予算を計上させていただいております子育てアプリの運用作業委託料につきましては、実証実験で取り扱ったデータの削除並びに管理サーバの初期化にかかる経費でありまして、現在開発中のアプリの改修費用ではございません。

本村の子育て支援アプリ事業は、利便性のための市中アプリとは用途、目的が大きく異なるコミュニティづくりへのツールであるため、この開発に当たっては、動作検証や運用検証を何度も繰り返し実施することから多額の経費を投入してまいりましたが、今年度完成いたします子育て支援アプリを、モデルエリア運営を通して村内から村外に拡大することで、舟橋型子育て支援体制の確立を目指してまいりますことを申し上げます、答弁といたします。

○議長（川崎和夫君） 杉田雅史君。

○2番（杉田雅史君） 今ほどは、ご答弁ありがとうございました。

今のお話にもありましたが、当村の新年度予算に占めるこの子育て支援関係の予算というのは一般会計予算の10%を超える当村最大の事業でありますので、もっと村当局が事業に関与し、そのメンバーにも入っておられるみたいですが、各種協議会や委託業者に丸投げすることのないよう、今後とも議会や村民の方々に対して前広に説明を重ねていただきたいと思いますと思いますが、当局のお考えをお示しいただきたいと思っております。

○議長（川崎和夫君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 杉田議員の質問にお答えいたします。

今取り組んでいる事業につきましては、決して丸投げをしているつもりではございませんで、この村を一番よくしたいという気持ちの中で連携先を募り、その連携先と一番を目指して取り組んでいる事業でございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、このソフトの部分というのの進捗状況をお伝えするということが非常に難しいところも事実でございます。

エリアマネジメント協議会につきましては、最低でも月1回開催をいたします。そし

てまた、子育てリーダーの教室開催、並びにICTの利用教室、これにつきましても月に1回ずつ行います。

したがって、月に3回はそのような日を設定して実施してまいります。その日程につきましては、議員の皆様におかれましても、こちらのほうから案内を出させていただきますので、ぜひ内容を見ていただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（川崎和夫君） 杉田雅史君。

○2番（杉田雅史君） ご答弁ありがとうございます。

今回の答弁を含め、内容について確認させていただいた上、後日また委員会のほうでお話を詰めていきたいと思っておりますので、各種資料の提出を含め、よろしく願いして、私からの質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（川崎和夫君） 8番 前原英石君。

○8番（前原英石君） 前原でございます。よろしく願いをいたします。

まず、冒頭、東日本大震災においてお亡くなりになりました方々に対しまして黙禱をささげました。被害に遭われた皆様に対しましても、一日も早い復旧・復興を心より願っております。

さて、今回の一般質問は、私が行える、任期中最後の質問となります。また、舟橋村議会としては、平成最後の定例議会となりました。いずれにしましても、今回の定例議会、そして一般質問は、ふだんに増して意味のある定例議会として受けとめております。

そしてまた、4年間の任期中、私が行いました舟橋村の安心・安全、住みよい舟橋村を築くための数々の質問に対しましては真摯に受けとめていただき、現実のものとして実行していただいた質問も多くありました。この場をかりまして、心より感謝を申し上げたいと思っております。

もしできましたら、今回の質問に対しましても、これまで同様にご理解をいただき、気持ちよく任期中最後の質問席をおりたいと思っておりますので、格段の配慮をいただければと思いながら質問に入らせていただきます。

今回通告を行っております質問は、舟橋村総合計画に基づいた環境衛生についてでございます。

現在、国においては、循環型社会形成推進基本法や容器包装リサイクル法、家電リサ

イクル法などが定められていることなど、ごみ処理における規制や処理方法が整備されてきています。近年では、ごみ量の増加と内容の多様化が進み、さらにリサイクル活動の活発化、ダイオキシン問題が生じていることなどから、分別収集の強化、省資源、環境保全、資源の再利用等を考慮した施策の展開が求められてきております。

舟橋村においては、循環型社会の実現を目指し、排出ごみの再資源化や再利用、減量化が進んできております。また、舟橋村のごみ処理センターの充実、富山地区広域圏事務組合の中で推進されてきております。

しかしながら、そこに加入する市町村でごみの出し方には多少の相違点があります。特に舟橋村は他市町に比べて相違点が多いところがあります。

そこで、幾つか相違点を紹介させていただきます。

まず、カセットボンベ、スプレー缶ですが、舟橋村では、底に穴をあけてから出す。富山市他では、使い切ってから穴をあけずに、それらだけを透明な袋に入れて出す。

次に、住民から困っているとよく言われる自転車ですが、舟橋村では、村では収集しておらず、有料で業者に引き取ってもらう。富山市等では、「ごみ・不要」と明記した紙を張っておけば不燃物の日に回収をしていく。

次に、瓶・缶ですが、舟橋村では、軽く洗って乾かす。缶はつぶさない。富山市他では、軽く水洗いし、さっと水を切る。缶を乾かすとは明記していない。

また、資源ごみについては、富山市等では、資源物ステーションがあり、土日祝日には、全地区の方が休日に資源物を持ち寄れる施設があります。

その他には、富山市等では、クリーンセンター、リサイクルセンターが営業を行っている日であれば、祝日でも収集を行っている日があります。収集できるごみの大きさは、舟橋村以外では1メートルとなっておりますが、舟橋村は60センチとしています。

今紹介しただけでも、舟橋村だけが他市町と相違しているところが多いことがわかります。富山地区広域圏事務組合の中で推進しているのであれば、他市町同様に、それに準じた収集方法をとることはできないのか。また、とれないとすれば何らかの理由があるのかお聞きします。

そもそも舟橋村の家庭ごみと資源物の分け方、出し方の基準はいつ定められたのか。また、定められて以降、この基準は改正されたことがあるのかをお聞きします。

また、3月広報の中に、平成31年度家庭ごみ・資源ごみ収集年間予定表が折り込まれておりました。大型連休になると言われている4月27日から5月6日までの10日

連休の間には、これまでには行われていなかったであろうと思われる4月29日「昭和の日」、5月2日「国民の休日」の2日間の祝日に可燃ごみ収集が行われることとなっております。このことは住民にとって本当にありがたい配慮であり、喜ばれることであろうと感じております。

しかしながら、祝日に収集されるのはこの2日間だけであり、本年度については、祝日を挟むことによって、4日間可燃ごみ収集がない回数が9回、5日間可燃ごみ収集がない回数が1回あります。その点に関して、住民が不便を感じているのではないかと、いうことは明らかでないかと思えます。

モラルの問題ではありますが、収集日が1回抜ける間に、収集日以外に可燃ごみを収集箱に投棄していかれるケースも少なくないと聞いていますし、反対に1回抜けた後の収集日のごみ箱のふたは閉まらない状態になっていたり、入り切らず、箱の外に置かれているケースもあります。当然そんな状態ではカラスの餌場になり、ごみが散乱してしまう。特に夏場などは、衛生上の問題や悪臭などの原因となりかねません。

このようなことから、祝日でもクリーンセンター、リサイクルセンターが営業を行っている日があるのであれば、収集を行ってほしいと考えますが、できないのでしょうか。富山地区広域圏の祝日営業はどうなっているのかをお聞きします。

舟橋村の資源ごみ収集については、平日週3回と一部他市町と比べ収集方法には違いはあるものの、回数が多いことも十分理解をしており、住民サービスの質も高いことはわかっております。

それを承知の上でもう少しだけステップアップしていただいて、家庭ごみと資源ごみの分け方、出し方の見直しと、富山地区広域圏が営業を行っている月曜日が祝日となる場合の可燃ごみ回収について考えていただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川崎和夫君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 8番前原議員の環境衛生に対するご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、富山地区広域圏を構成する5市町村によりまして、ごみの出し方に相違があります。

スプレー缶は、富山市では穴をあけずに透明な袋に入れて出せますが、他の市町村は

穴をあけて出しております。

自転車におきましては、本村と上市町以外は「ごみ・不要」と書いた紙を張って、燃やせないごみに出すことができます。

瓶・缶の出し方は、本村が水洗い乾燥して出すことに対し、他の市町は、水洗い後、軽く水を切るとなっております。

また、休日に収集する資源ごみステーションは、富山市は8カ所、滑川市は3カ所、上市町は1カ所に設置されておりますが、立山町と本村は設置していないのが実態であります。

次に、ごみの出し方変更のことですけれども、平成20年では、アルミ缶とスチール缶を分別しない等の瓶・缶の区分変更、平成25年には、パソコンのリサイクルの内容を追記いたしたところであります。

議員からご提示ありました広域圏内のごみの出し方の統一化のことで、すぐに対応できるものと種々検討を要するものがございます。

すぐに対応できるものとしたしましては、ごみの大きさを60センチ以内から1メートル以内への変更。瓶・缶の出し方では、他の市町同様に、水洗いした物に変更すること。自転車も他の市町同様、不要の紙を張ってもらい、燃やせないごみとして収集ができること。スプレー缶につきましては、今後も穴をあけて燃やせないごみとして収集いたしますが、穴のあけ忘れを確認するため、他の燃やせないごみと分けて透明な袋に出すように変更することです。

また、この変更に当たっては、今般予定しておりますごみの出し方ポスターの改正に合わせまして、村民に周知徹底してまいります。

一方、休日に実施する資源ごみや燃やせるごみの収集のことですけれども、ご指摘されましたゴールデンウィークの10連休期間は、祝日の稼働日、クリーンセンターの稼働日になりますが、ごみの収集を行うこととしておりますけれども、それ以外の祝日のごみ、資源ごみの収集につきましては、種々検討することが必要であると考えおります。

近年、本村のごみ量の推移を見ますと、資源ごみ量が減少し、燃やせるごみや燃やせないごみが増加する傾向にあることから、広報ふなはしによります啓蒙活動や資源ごみの収集回数を増やすなど、ごみ量を減らし、資源ごみ量を増やす取り組みが求められるものと考えております。

現在、広域圏の市町村では、燃やせるごみ収集は、本村が週3回に対し、他の市町は2回、反対に古紙や紙製容器包装等の資源ごみの回収は、本村が2カ月1回に対し、他の市町は月に1回から2回実施している実態でございますので、本村にとりましても、村民ニーズに沿ったごみの収集日や収集回数等につきまして十分検討してまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 前原英石君。

○8番（前原英石君） 今ほどは村長のほうから前向きな答弁をいただきまして、本当にありがたく思っておりますし、住民の皆様も期待されていることと思います。

また、今の家庭ごみ、資源ごみの収集についての様式ですが、分け方と出し方についてですが、十分舟橋村の環境の状況を見ながら考えていただければ、なお住民たちに喜ばれる環境につながっていくのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（川崎和夫君） 7番 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） 竹島貴行です。今議会で私が行う最後の質問となりますが、まず初めに、この4年間、村長をはじめとして村当局の皆さんには、住民サービス向上のため、そして村の発展のためという私の思いを受けとめ、ご指導、ご協力を賜りましたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、前村長で、これまでの村の発展に多大な功績を残された松田秀雄さんが、去る2月13日未明に亡くなりました。そして、3月3日には舟橋会館で盛大にお別れの会が執り行われ、その功績を認める多くの方が遺徳をしのび、献花にご参列をされました。ここに謹んでご冥福をお祈りいたします。

さて、それでは質問に入りたいと思います。私は3つの質問を通告しておりますが、しっかりとわかりやすく答弁をいただきますよう、お願い申し上げます。

まず、洪水ハザードマップの改定事業について質問をさせていただきます。

冒頭に皆で黙禱をささげましたが、本日は東日本大震災発生から8年目の日となりました。今も多くの被災された方々が苦悩を抱えながら生活されている現実を多数報道がなされております。そうした災害の姿を念頭に質問を続けます。

平成31年度の新規事業として、洪水ハザードマップの改定事業が予算計上されてお

ります。これは、昭和24年6月に洪水または高潮に際し、水による災害を警戒とともに防御し、水害を軽減し、公共の安全を保持することを目的として制定された水防法という法律が平成29年に改正されたことにより、平成20年に村が立山町と共同で作成したハザードマップを、千年に一度程度の想定し得る最大規模の降雨量を用いた新基準で、国土交通省や県の管理河川沿岸の浸水想定区域図を用いて、今回も立山町と共同で作成するものです。

皆さんのほうに資料として水防法の改定概要につきまして、つけさせていただいております。これを見ていただければ、どのようにこの法律が改定されるのか、どのような趣旨なのか、あらかたわかると思います。

そこで質問ですが、1、平成20年に作成された洪水ハザードマップは、何年に一度の洪水または降雨量を想定して作成された物なのか答弁願います。

当時の洪水ハザードマップに、この点の記載が見当たりません。当時のハザードマップはこういった物であります（実物を示す）。これは各家庭に配布をされましたマップではありますが、また皆さん見ていただければと思います。

次に、2番目、平成20年の洪水ハザードマップを見ると、立山町のエリアが広いため、舟橋村エリアが小さく、見にくいと感じていました。今回もなぜ立山町と合同で作成する必要があるのか。作成するなら、舟橋村単独の洪水ハザードマップにすれば見やすく、わかりやすいと思うのですが、合同で作成する理由をお尋ねします。

（実物を示す）以前作成されましたマップでは、大概、地図は立山町がメインに見えます。舟橋村は、ほんのこの一角であります。これを見やすくつくっていただければというふうに思います。

それから、3番目、千年に一度程度の想定し得る最大規模の降雨量を想定した洪水ハザードマップは、舟橋村民に提示する資料として、住民に避難場所の周知や危険への注意喚起を促す以外、どのような意味や効果、目的があるのでしょうかお尋ねします。

4番目、高台の少ない平坦な地形の舟橋村で、千年に一度程度の想定した降雨量の場合、水が落ちつくまでは相当の濁流等が発生し、住民を安全かつ迅速に避難させるのは非常に困難と思われませんが、どのように対処しようとするのかお尋ねします。

国土交通省の図によりますと、大体発生から30分でもう一面が洪水になるというふうに示されております。

5番目ではありますが、財政運営の厳しい舟橋村においては、甚だしい想定をもとにし

た洪水ハザードマップを作成するより、予算を防災・減災対策や災害対応に振り向け、住民の安全確保対策を検討すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

この防災・減災対策に役立つと思われる資料ですが、私は、当局にこのような物を1年ほど前にお渡ししております（実物を示す）。これは、九州北部豪雨のときに、非常に甚大な災害がありましたが、その後の対応をどうすべきといったものが取りまとめられた資料であります。また、ご興味のある方は、この震災がつなぐ全国ネットワークという、そういうNPOがあります。そこに問い合わせをいただければ、資料は手に入るかと思えます。

次に、在宅医療について質問します。

これまで舟橋村の1次医療圏として在宅医療を担っていた舟橋クリニックが今月末で閉院されると聞いています。要因は院長の高齢化が大きなものと、先ほどの答弁でも一応出ておりました。舟橋村の地域医療拠点は今後も必要であり、継続されるべきものと考えております。この考えにおきましては、先ほど村長から、これについては今後も取り組んでいくという答弁がありました。

舟橋クリニックは、村長も承知されているとおり、前村長の松田秀雄氏が尽力され、無医村であった舟橋村に1次医療圏の拠点として誘致、開院を実現されたものでした。

金森村長の代になって常備消防が実現し、救急医療サービスが向上したことにより、1次医療圏と救急医療が連携して2次医療圏へつなげる仕組みとなってきました。在宅医療について、現在は中新川エリアをカバーするたてやまつるぎ在宅ネットワークシステムがあり、村の包括支援センターと連携し活動がなされていることは承知していますが、システムの案内を見る限り、末期がん患者さんの診療や胃ろう管理、気管切開管理等11種類の内容で行われているのが現状であります。それは、主に重度療養患者さんを対象とし訪問診療を行うことを目的とされています。一般的な地域診療ではありません。

今後、舟橋村の医療サービスの充実を図るため、在宅医療を地域の事情に合った柔軟な内容に幅を広げていただくことをネットワークに期待するとともに、舟橋クリニックのような一般診療を担う地域診療の拠点確保が必要であると考えます。この答弁につきまして、また同じような答弁になるかと思いますが、よろしく申し上げます。

今の地域診療におきましては、先ほど明和議員、森議員からも質問があり、答弁されましたが、聞いていて感じましたことは、今この時代の変化とともに、診療内容、地域

医療の内容が変わってきているという現実があるかと思えます。これについて、どのように柔軟に取り組んでいけるかということが大きな課題かというふうに思います。

次に、特別職報酬についての質問を行います。

村長が特別職報酬審議委員会に諮問されて、議員、村長、副村長、教育長の報酬額増額が妥当であると委員会で認められたことが新聞報道され、住民の高い関心を生んでおります。

議員報酬につきましては、ほかの議会で生じた政務活動費不正問題と絡め報道がなされ、殊さら住民の皆さんの関心が高まったと考えられます。

しかし、議員報酬につきましては、舟橋村議会議員の報酬がほかの地方議会議員に比べ低いという現実と、議員のなり手不足の改善につなげる思惑、そして議会の会期が現実増えていること等が理由として増額の妥当性が答申されたと報道されています。また、村長については、業務の拡大による報酬増額が妥当であるとの答申がなされたと報道されましたが、副村長や教育長についての増額理由は報道されていません。

私自身、報酬増額について住民の皆さんから説明を求められることもあります。増額されることの妥当性について、金額の根拠や理由の説明をわかりやすく、詳しくはできない状況であります。

そこで、住民の皆さんに、より理解し納得いただくために、委員会へ諮問された村長自ら、ご自身の報酬も含め、この場で直接説明いただくことが最善の方法と考えた次第であります。

特別職報酬審議委員会へ村長がどのように諮問され、委員会が妥当であると答申した金額の根拠についても説明をいただき、村長に報酬についての所見もお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 7番竹島議員のハザードマップに関するご質問にお答えをします。

近年全国各地で水害が頻発、激甚化する中、国土交通省では、施設では防ぎ切れない大洪水は発生するものとの考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフトが一体となった水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを国管理河川を中心に進めてきました。

平成29年の水防法の一部改正では、水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現し、関東・東北豪雨のような被害を二度と繰り返さないための抜本的な対策を講ずることとしております。

本村では平成20年度に、50年に一度の想定で、白岩川流域で24時間総雨量が233ミリという降雨量を想定したハザードマップを立山町と共同で作成いたしました。立山町とは、常願寺川、栃津川及び白岩川の流域を同じくし、川上・川下の関係から共同で作成することで、学識経験者の見解を広域的に集約できることや、費用面でも経費を節減することができるため、新年度に実施するハザードマップの改定も同様に立山町と共同で作成することが適当であると考えております。

洪水浸水想定区域図は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するためのものです。洪水浸水想定区域が公表された場合、市町村は、水防法第15条に基づき、市町村地域防災計画に洪水浸水区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するとともに、これらについてハザードマップを作成し、住民に周知しなければならないとされております。

洪水ハザードマップは、自分の住む地域の水害に対する危険度を知っていただくとともに、災害時に住民自らが避難活動を行うために必要な情報を提供しております。大雨による河川の増水は、地震と違い、徐々に危険度が増す災害であります。テレビやラジオ、インターネット等で情報収集することで危険度を知り、早目に避難することで危険を回避することができます。

ご指摘のとおり、平たんで高台の少ない本村におきましては、千年に一度の降雨が発生した場合は、住民の皆さんを迅速かつ安全に避難させることは非常に困難を極めるものと認識をしております。

激しい雨の場合には雨の音が大きく、広報車や防災無線の呼びかけが聞こえないこともあります。こうしたことから、日ごろから防災に関する備えを自ら行い、自ら避難経路を決めておくなど、ハザードマップを活用した避難計画を立てておくことが大切であると考えております。

テレビやラジオで、直ちに身を守る行動をとってくださいという報道がなされてから

どうするかを考えていては、回避できる災害から逃れることもできなくなります。大雨による災害発生のおそれがある場合には、早くから情報を収集し、災害が発生する前に安全な場所へ避難していただくことが重要であると考えております。

避難場所については、災害の発生状況により異なります。村外であるかもしれません。そういったことも含めて、情報の伝達を迅速かつ的確に行うことが必要であると考えております。また、情報の伝達方法につきましても、サイレン音等を活用するなど、より伝わりやすい方法を検討していくことも重要なことだと考えております。

一人一人が災害に向き合い、日ごろから意識を高め、受け身ではなく、住民自らが災害に立ち向かえるよう、行政といたしましても、広報、啓発、訓練等を通して村民の皆さんと一緒に災害と向き合っていきたいというふうに考えております。

また、防災対策に予算を振り向けるべきとのご意見でございますが、本村といたしましても、防災対策について有効かつ適正な予算配分を行い、より一層安心・安全なまちづくりに努めてまいり所存でございます。

具体的な例を申し上げますと、かねてから竹島議員からも要望のあります白岩川の洪水対策についてであります。これにつきましては、特別養護老人ホームふなはし荘を福祉避難所として指定していることから重要な課題だと認識しており、現在も県議会議員を通じて県に働きかけをしておりますし、土木部長に対して要望書の提出も行っております。

今後も実現に向け継続的に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁いたします。

○議長（川崎和夫君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 7番竹島議員の在宅医療についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、1次医療圏とは、住民の使用頻度が高い一般的な診断や治療を提供できる区域のことでありまして、1単位は1市町村となりますので、舟橋村自体となります。しかし、村民の医療実態は、近隣市町での医療機関使用頻度が非常に高くなっていることが実態であります。

次に、2次医療圏とは県が指定するものであり、疾病の予防から入院治療まで地域住民ニーズをカバーする区域を示すことでありまして、本村は、富山市、上市町、立山町、滑川市とともに、富山医療圏に属することになっております。

また、在宅医療は、医師や看護師、理学療法士などの医療従事者が、自宅や老人福祉

施設など患者の住居を訪問して行う医療活動のことです。具体的には、医師が訪問して診察や経過観察を行う訪問診療、看護師が訪問してケアを行う訪問看護、理学療法士や作業療法士が行う訪問リハビリテーションがあります。

国では、超高齢化社会における医療のあり方といたしまして、高齢者の方が病院外で診療や介護を受けることができる在宅医療を推進する方針が示されているところであります。

本村のことで言うならば、その中核となります機関は、先ほど竹島議員も話しされましたけれども、中新川郡医師会をはじめ、かみいち総合病院、訪問看護ステーション、中新川広域行政事務組合、立山町、上市町、舟橋村で構成する「たてやまつるぎ在宅ネットワーク」のことです。

現在、中新川郡医師会、かみいち総合病院を中心といたしまして、退院後の高齢者の在宅医療が地域包括ケアというシステムの中で遂行されておりますので、ご指摘をされました舟橋クリニック閉院によりまして、本村の在宅医療に与える影響は少ないものと考えております。

一方、明和議員、森議員のご質問にも答弁いたしましたが、本村には、富山地方鉄道以外にバスなどの公共交通手段がないことでもあり、将来的には高齢者の増加が見込まれますので、村内に診療所の必要性は十分認識しておりますので、今後とも診療医師の誘致に努めてまいり所存であります。

次に、特別職等の報酬についてのご質問にお答えしたいと思います。

1889年、明治22年ではありますが、市町村制が始まり、今年ちょうど130年を迎えますが、舟橋村は平成の大合併の際も合併することなく、独立独歩の道を歩んでまいりました。

この間、舟橋村の人口推移は、昭和50年の1,386人を最高にいたしまして、昭和56年4月には1,348人に減少したのでありますが、平成元年からの人口増施策が実を結びまして、平成22年には人口は3,000人を超え、平成27年には国の地方創生政策の地方版となります本村の人口ビジョン、総合戦略を策定、その平成32年目標人口3,119人を昨年の11月1日に2年前倒しで達成することができたのであります。

一方、村議会では、昨年の12月定例議会で、議員定数を1名削減するという議員提案が可決されました。その背景には、過去2度にわたっての選挙は無投票であり、議員

は村民の皆さんの投票で選ばれるというのが当然であるという認識と、若い方々も台頭してもらいたいということ、これらのことから議員の資質の向上にも通じるということで議員提案として議会が自ら身を切る改革を実施されたのであります。

一方、県内では、現在、平成の市町村合併も終えんとなりまして、ご承知のとおり、15の市町村が基礎自治体としてふさわしいそれぞれの施策に取り組んでおるところであります。

この実態を捉え、本村といたしましても、地方自治法の本旨に基づき、それぞれの施策に取り組んでおる自治体の一つであります。15の市町村の一員としてふさわしい報酬というものは当然考えられるべきでなかろうかということを経、時機を迎えている認識のもとに諮問したわけであります。

額の設定に当たりましては、皆さんも購読されていると思いますけれども、富山県市町村新聞にも掲載されております。そういった額を見ていただきますと、舟橋村の特別職等に至っては、格段の差があり過ぎるということでもあります。

そういった観点から、それぞれの職務にふさわしい額にすべきでなかろうかということで、今回の審議会に諮問したところでもあります。

当審議会の答申では、村の人口増対策や子育て施策において成果が上がっていること、自治体機構のスリム化を計画しており、今後村長の業務が増えることもあわせて考慮し、諮問額のとおり増額することは妥当であると判断をいただいたところでもあります。

また、副村長につきましては、平成19年に就任以来、同額であり、周辺自治体と比較しても低額であることから、諮問額のとおり増額することは当然であること。教育長については、制度改正により教育委員長とあわせた形の教育長となったことで職責が上がり、周辺自治体と比較しても低額であることから、諮問額のとおり増額することは妥当であると判断されたのであります。

次に、議員報酬につきましては、前回の審議会では、議会活動の取り組み状況、成果を見極めた上で、適宜増額を検討していくのがよいと考えるという意見を付して同額とする旨の答申でありましたが、その後、委員会制度の導入により、議員活動の時間が大幅に増えたこと、議会広報の発行等で傍聴者を増やす努力を行い、インターネットによる議会傍聴の成果も上がってきていること、さらに昨年末の議会において議員定数の削減という身を切る改革を実施し、議員の資質向上にも努めていることに加え、今後さらに勉強会や研修会を実施し、積極的に責任感のある仕事をしていただくとともに、イン

ターネットによる議会中継、委員会による審議を今後さらに発展させ、村民から関心が高い議会となるような議会改革を推進し、本村の議会が抱える課題のなり手不足の解消と議員のモチベーションを上げるためにも、諮問額のとおり増額することが妥当であると判断されたのが今回の答申内容であります。

この答申を真摯に受けとめ、当議会におきまして、舟橋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定をお願いするものであります。

私は、これまで以上に職務の責任を感じ、さらに村勢発展のために、これまで以上に努めてまいるということを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（川崎和夫君） 竹島貴行君。

○7番（竹島貴行君） まず、ご丁寧な答弁、ありがとうございました。

まず最初に、ハザードマップについて、再度お聞きしたいと思います。

なぜ今回洪水ハザードマップを立山町と合同で行うかという理由であります。以前も合同でつくったからというふうな、そういう答弁だったかと思えます。

私は、そこはちょっと納得できるものではありません。先ほども、平成20年につくりました洪水ハザードマップを見ますと、非常に見づらいつと。本当に、何というか、立山町の一部に舟橋村があるような、そういうイメージでハザードマップが作成されていると。これを、舟橋村村民のためにこのハザードマップをつくるのであれば、もっとわかりやすい、そういうマップにすべきであるというふうに申し上げました。当村も一応予算を組んでこのハザードマップ事業に取り組んでいくわけでありまして、その点、当村を主体とした、そういうマップにしていきたいというふうに考えるところであります。

それと、国から千年に一度の洪水を想定したというふうな、そういう指針が示されておりますが、じゃ、なぜこの千年に一度という、そういうものに従わなければならないのか。舟橋村の状況を考えますと、もっと頻度を下げてもいいんだらうというふうに思うわけでありまして。

ちなみに、参考であります。常願寺川の堤防におきましては、あの堤防は100年から150年に一度の洪水に耐えられる物として築造されております。これが千年に一度になりますと、堤防がもつわけはありません。その前にどこかで必ず破堤というか、堤防の決壊が起きます。甚大な被害に至るわけでありまして。

白岩川の堤防につきましても、あの堤防につきましても50年に一度の洪水に耐えら

れる、そういったものを想定した堤防であると聞いております。ですから、その数値、頻度が全然かみ合わないというふうに考えるわけでありまして、先ほど答弁でありましたように、そのようなおそれがある場合、早く住民の皆さんに避難勧告や避難指示を出して、基本は自助であると。住民自らがそういう危険を認識して、避難をしていただくと。その避難を促すという、そういうことになろうかと思いますが、よりやはり現実に沿ったようなマップをつくるのであれば、つくってほしいというふうに思います。

この質問におきましては、私は防災・減災という、そういう観点で一応質問をしたつもりであります。災害はいつ起こるかわからないということを想定して、住民の皆さんに寄り添った政策を村として行うことは当然であります。

常日ごろから村長は言っておられます。舟橋村に住んでよかったと思われる村づくりをしたいと。これは村長が村長になられたときで、私が議員になったとき、話をしたときに言われた言葉であり、私も同感であります。二元代表制という、そういう関係の中でお互いに切磋琢磨して、緊張感を持って住民のために、この舟橋村に住んでよかったと思われる村づくりに励んでいきたいということ。これは今後も基本として変わらぬ姿勢を貫いていただきたいというふうに思います。

そこで、この防災・減災について関連ではありますが、昨年9月の議会で、私は公共トイレの件についても申し上げました。公共トイレの実態を、私、調査いたしまして、和式の便器が非常に多いと。狭いトイレブースの中に和式便器が非常に多い現実がありました。

高齢者の皆さんから、いや、そういうところにしゃがみ込むと、立ち上がれないんだという、そういう切実な思いを聞いておりまして、そのときに質問をさせていただきましたが、これについては、残念ながら新年度予算には見込まれておりません。お金がないという、そういう理由が主であります。しかし村長にも一応そういうところに入って、5分ほどしゃがみ込んで、何もないところで立ち上がることの大変さというのを体験していただきたいんですが、これは高齢になった方々の切実なる思いであるということ、あわせてお伝えしておきたいというふうに思います。

舟橋会館におきましても、トイレの洋式化ということについても要望が上がっておりますが、これも防災・減災という関連で、そういう認識もあるということをお伝えしておきます。

それから、特別職報酬審議委員会の件であります。

この審議委員会というのは、地方自治法で定められておりまして、村長の附属機関として公的に認められている組織であります。村の条例にも、特別職報酬審議委員会に関する条例も一応定められております。

この委員会は、外部からの利害関係や圧力に制約されず、委員の自由な審議に基づく独立した意思決定機関であります。

これまでの委員会審議は、公開されることなく秘密裏に行われてきましたが、今回、委員の方々の氏名が審議結果とともに新聞報道されました。このことについて、皆さん、驚かれたところではありますが、今後はこれを公表する方針に変わったのだらうというふうな推測をしている次第です。

この舟橋村の条例を見ましても、委員会の審議内容を公表はしないと記載されておられませんので、公表されても何ら問題はないものと理解しております。

この特別職報酬審議委員会では、学識経験者を交え、村長が任命した複数の委員さんで構成されておりまして、これまで村長から諮問についていろいろと審議されてきたと思います。

その中で、これまでも議員報酬について審議されてきたわけではありますが、審議をされるということは、議会や議員についてのあるべき姿なども審議されてきたと考えています。

その審議内容につきましては、この委員会は公的機関でありますので、議事録を公表することも何ら問題はないと私は考えます。また、議会のほうでも、今後の議会、住民に寄り添った、住民のための議会としてどのように改革を図っていくかということも議論してきておりますが、その議事録を議会のほうにも資料提供いただければ、より議会改革につながる。議会のほうも、その内容を真摯に受けとめて参考にさせていただくことがより議会改革につながるのではないかなというふうな思いを持っております。資料提供いただくということは、いかがでしょうか。

次に、議員報酬について、私の所見を述べさせていただきます。

村長も、議員報酬につきましては、非常に高所から温かい目を持って、周りの14市町に比べて同じような、何というか、責任、役割を担っていくということにおいてどうなのかということを考えられたというふうに述べられました。

それについては非常に感謝するものでありますが、議員には提案された議案を住民の側に立って、是々非々に基づいた判断が求められます。その判断には、当然議員には責

任が伴います。ですから、議会で議決された議案の説明責任は、判断を下した議会や議員が負うべきものであり、住民への説明責任は議員が担うべきものと考えます。

議員の多くは、議案の多くは村の将来を左右する事件であり、村長がよく言われる、慎重審議をよろしく願いますというのは、議員に責任を持って議決をして、住民の皆さんへも説明をしっかりとしてほしいという意味合いだと私は考えております。

さらに言うと、議会として議決したものを、議員が住民への説明責任を果たし、行政の事業執行状況をしっかりと監視、チェックを行い、自分たちの判断した案件が確実に履行されることの是非を見極めるといふ、そういうことだと思います。住民から付託された責任をそのことによって果たすことになり、それが議員報酬だというふうに考えます。

ですから、議員は住民から付託された大きな責任に対する評価や真価が問われるというのが選挙であり、この4月にその選挙があるわけであり、その判断がどう下されるかわかりませんが、住民の皆さんにも関心を持って選挙に対してほしいというふうに思っております。

最後に結論として、議員報酬とは、議員が村の将来を左右する議案に対して与えられた権限を行使し、適切な判断による議決を行うことに対するもの、そして議決した事業が適切に遂行されるかどうか、行政を監視、チェックすることに対するものであるというのが私の考えであるということを表明させていただきました。

そして、その責任は村長の責任にも匹敵するものであり、それが二元代表制の意味であると私は考えております。

この特別職の報酬条例案が今議会に提案されておりますが、議決に際しては、よく考えまして、議決に臨みたいと考えております。

以上、私の質問を締めくくります。

ご清聴、ありがとうございました。

○議長（川崎和夫君） 回答を求めますか。

○7番（竹島貴行君） 多分回答は出てこないだろうと、これについては。ただ、一応検討はしていただきたいと。

〔立ちって言わんにゃあかんねか、さ、座っておらんと。そういう場じゃないよ〕と呼ぶ者あり〕

○7番（竹島貴行君） 検討は十分に行っていたきたいというふうに考えております。

そこで何か追加で答弁できるものがあれば、答弁していただきたいというふうに思います。ないのであれば、結構です。

○議長（川崎和夫君） そうしたら、再質問ではなくして、自分の意見として述べたと。そういうことでいいですね。

○7番（竹島貴行君） はい。ただ……。
じゃ、いいですか。

○議長（川崎和夫君） はい。

○7番（竹島貴行君） ハザードマップにつきましては、多分その千年に一度という、そういう違和感を感じるということ。これは当局も同じく感じておられるんだろうと。

私は、もっと実態に合った、この舟橋村の状況に応じた、そういうハザードマップを作成してほしいというふうに申し上げたわけです。それについて、じゃ、そのようにしますとかという答弁がいただければと思います。

あと、まあ……。

はい、以上であります。

○議長（川崎和夫君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 竹島議員のご質問にお答えします。

ハザードマップにつきましては、いろいろご指摘はございましたけれども、前回のハザードマップについて、舟橋村の部分が小さくて見づらいというご指摘もいただきました。

今回、作成するに当たりましては、そのへんも十分考慮いたしまして、住民の皆様に見やすくわかりやすい物をつくりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川崎和夫君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（川崎和夫君） 次に、ただいま議題となっております議案第1号から議案第13号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（川崎和夫君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。
本日はこれにて散会します。

午後 0時22分 散会